



平成 28 年 8 月 10 日

各 位

株 式 会 社 C K サ ン エ ツ  
代 表 取 締 役 社 長 鈞 谷 宏 行  
(コド<sup>ノ</sup>番 号 5757 名 証 第 二 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 統 括 部 長 松 井 大 輔  
TEL (0766) 28-0025

### 業績連動型株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）及び執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入については、平成 28 年 6 月 23 日開催の平成 27 年度定時株主総会において承認されていますが、本日開催の取締役会において、本制度の詳細について決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

(注) 当社子会社においても、当社子会社の取締役を対象とした、本制度と同様に信託を用いた新たな株式報酬制度の導入を当社子会社各社の株主総会において承認を受けており、当社子会社各社の取締役会において詳細につき決定しております。

#### 記

#### 1. 当社にて導入する「役員向け株式交付信託」について

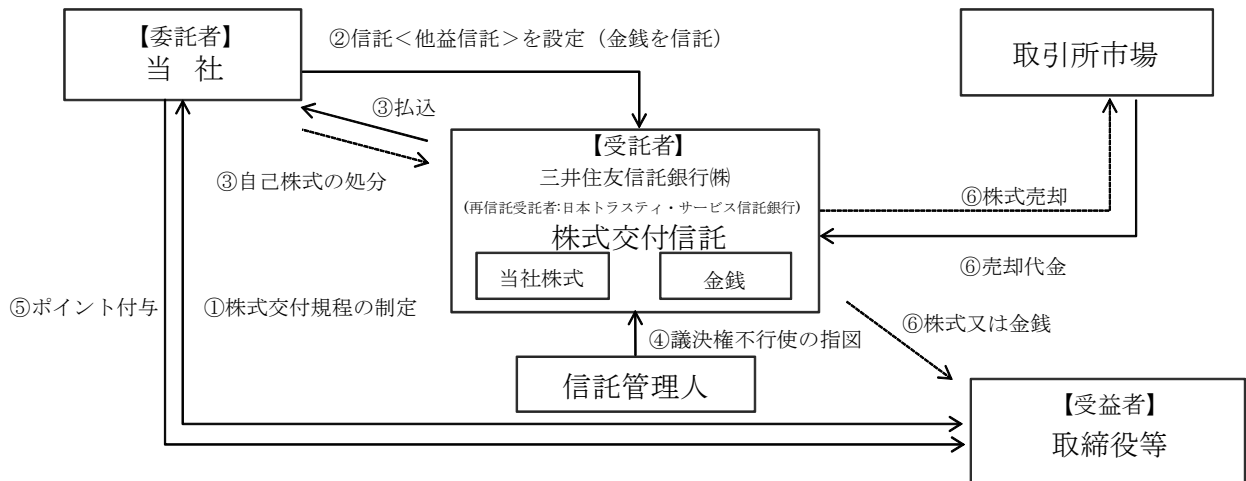
(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の一定の取締役のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社及び当社子会社並びに当社及び当社子会社の役員と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託契約日	平成 28 年 8 月 26 日（予定）
(8) 金銭を信託する日	平成 28 年 8 月 26 日（予定）
(9) 信託終了日	平成 33 年 8 月 31 日（予定）

#### 2. 信託における当社株式の取得内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得資金として信託する金額 (※1)	406,800,000 円
(3) 取得する株式の数(※2)	360,000 株
(4) 株式の取得方法	自己株式の処分（第三者割当）により取得
(5) 株式の取得時期	平成 28 年 8 月 26 日（予定）

- (※1) 当社の取締役等の他、当社子会社の取締役に交付を行うための株式の取得資金を含みます。なお、うち、当社の取締役等に交付を行うための株式の取得資金は 271,200,000 円（うち、当社の取締役に交付を行うための株式の取得資金は 262,725,000 円）になります。
- (※2) 当社の取締役等の他、当社子会社の取締役に交付を行うための株式を含みます。なお、当社の取締役等に交付を行うため取得する株式数は 240,000 株（うち、当社の取締役に交付を行うため取得する株式数は 232,500 株）になります。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社の取締役会は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。なお、当社子会社においても、同様に、各社において、株式報酬制度を実施するための規程を制定します。
- ② 当社は株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に対し、取締役等に交付するのに必要な当社株式の取得資金（ただし、当社の株主総会で承認を得た金額の範囲内の金額とします。）に相当する額と当社子会社の株式報酬制度の対象者に交付するのに必要な当社株式の取得資金（ただし、当社子会社各社の株主総会の承認を受けた金額合計額の範囲内の金額とします。）に相当する額を合わせた金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社子会社並びに当社及び当社子会社の役員から独立している者とします。）を定めます。信託管理人は、本信託内の当社株式に係る議決権の行使については、信託期間を通じ、不行使の指図をします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与します。なお、当社子会社においても、同様に、各社において、各社の株式報酬制度に基づき、対象者にポイントを付与します。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、付与済みポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を信託内で株式市場にて売却し、金銭を交付します。当社子会社の株式報酬制度の対象となる者についても同様に交付を行います。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

以上